

個人情報ファイル簿（単票）

【学校教育課】

個人情報ファイルの名称	校務支援システム	
行政機関等の名称	二本松市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	二本松市内小中学校 23校（小学校16校、中学校7校）	
個人情報ファイルの利用目的	児童生徒情報管理・処理、児童生徒の成績・出欠情報・健康に関する情報等の管理・処理 保護者情報、教職員情報の管理・処理	
記録項目	○福島県推奨「統合型校務支援システム」 1. 児童生徒に関する事項 （1）児童名簿 ○児童生徒氏名、ふりがな、生年月日、性別、保護者情報（父母：名前・勤務先）、現住所、電話番号、緊急連絡先、兄弟関係、方部、部活動等 （2）指導要録・通知表 ○児童生徒氏名、フリガナ、現住所、入学前経歴、卒業後の進路先、保護者氏名・住所、学習に関する記録各教科等）、行動に関する記録等の記録一式 （3）成績（通知表、学習記録：教科等の点数や所見） ○児童生徒氏名・フリガナ、学習に関する記録（各教科等）、行動に関する記録一式、所見 （4）健康に関する記録 ○児童生徒氏名、身長・体重・BMI等の健康診断（身体計測）に関する記録一式、歯科・内科・耳鼻科・外科等の健診に関する記録一式 （5）その他 ○児童生徒のFCSアカウントに関する情報等 2. 保護者に関する情報 （1）児童生徒名簿 ○保護者名（父母名）勤務先、緊急連絡先、住所等 3. 教職員に関する情報 （1）氏名、メールアカウント（FCS）、担当学年、ID等	
記録範囲	上記項目で必要事項	
記録情報の収集方法	各校担当者による情報登録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	（株）内田洋行 本市システム管理者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）二本松市総務部人事行政課 （所在地）〒964-8601 二本松市金色 403 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）

	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	—	
備 考		